

## 1. <施策の概要>

基本理念	地域の連携による健康・福祉・子育て支援のまちづくり	統括課	住民部 人権啓発課
基本方針	地域福祉		
施策名	人権啓発	関連課	健康福祉環境部 福祉課
方針・目標等	◆基本的人権の啓発。 ◆人権問題解決のための各種事業の提供及び推進。		健康福祉環境部 子育て支援課
			健康福祉環境部 健康推進課
実施内容	◆男女共同参画推進委員会の開催。 ◆人権(男女共同参画)啓発講座。 ◆人権センターの設置等に関する条例による事業。 ◆児童等の健全育成のための事業。		

## 2. <指標の設定>

重点	指標名	単位	他団体比較 団体名/実績/年度		算式・引用等			
①	○ 交流会館利用者数	名						
②	○ 児童館(教育集会所含む)利用者数	名						
③	○ 人権啓発講座、各種教室等関連事業参加者数	名						
④	各種啓発物品配布数	個						
⑤	家庭こころの相談室利用件数	件	京田辺市女性の相談室					
			208	22				
			H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(試算)	H25(試算)
①	目標		-	-	2,000	2,000	1,300	1,300
	実績		-	-	1,888	1,207		
②	目標		-	-	5,500	5,500	4,900	4,900
	実績		6,876	6,330	5,715	4,897		
③	目標		3,273	3,138	3,484	3,061	2,727	2,727
	実績		2,379	2,492	2,515	2,428		
④	目標		4,850	4,850	4,850	4,500	4,400	4,400
	実績		4,850	4,850	4,850	4,400		
⑤	目標		72	144	144	144	144	144
	実績		76	102	138	133		

### 3-1. <指標から読み取れる成果と課題>

・平成14年3月の同和对策事業特別措置法の失効に伴ない、人権センターは交流会館、教育集会所、児童館、老人いこいの家を統合し、人権問題解決と住民交流の拠点として活用されている。

・過去の同和对策事業の成果を損ねることなく、地元地域の自立支援を行っており、人権問題として広く住民に啓発している。

・男女共同参画社会推進事業の相談事業である家庭こころの相談室は、子育て支援課、福祉課、健康推進課、人権啓発課の4課の総合的な事業として、月4回毎週開設が定着した。相談内容は生き方・対人関係などメンタル面の悩みが多く、どこの相談機関にも当てはまらない人の受け皿となっている。

### 3-2. <住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点>

・同和对策特別措置法失効後も残る、産業、就労、教育等の課題や差別問題への取り組みが必要である。

・また、男女共同参画社会推進については、啓発事業を中心に意識改革に取り組むことが必要である。

#### 4-1. <施策を構成する事業>

重点	部門 /事業名 /種別/決算書説明頁	事業費(人件費含む)/事業費のみ/事業費一財 <単位:千円>					
		H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(予算)	H25(試算)
1	○ 人権啓発課	-	14,763	14,831	15,194	14,305	14,305
	○ 人権センター運営事業(隣保館事業)	2,187	2,056	2,545	3,439	2,550	2,550
	一般事業 111	-	1,125	1,418	1,783	1,045	1,045
2	○ 人権啓発課	-	1,973	1,825	1,910	1,885	1,885
	○ 地域交流促進事業	462	462	416	446	421	421
	一般事業 113	-	88	128	117	106	106
3	○ 人権啓発課	-	12,700	12,381	17,689	17,935	17,935
	○ 人権センター運営事業(児童館運営管理事業)	1,434	1,299	1,358	1,306	1,552	1,552
	一般事業 139	-	1,299	1,358	1,306	1,552	1,552
4	○ 人権啓発課	-	10,143	10,025	10,221	10,183	10,183
	○ 男女共同参画社会推進事業	925	1,132	1,197	1,497	1,459	1,459
	一般事業 109	-	822	870	1,497	1,459	1,459
5	○ 人権啓発課	-	6,268	3,714	3,700	3,884	3,884
	○ 人権啓発事業	1,210	1,289	1,268	1,221	1,405	1,405
	一般事業 111	-	1,249	1,217	1,158	1,355	1,355
6	○ 人権啓発課	-	6,592	6,457	6,229	6,457	6,457
	○ 人権啓発推進委員会運営事業	1,424	1,210	1,219	1,018	1,246	1,246
	一般事業 111	-	633	631	511	464	464
7	○ 人権啓発課	-	2,672	2,560	1,817	1,816	1,816
	○ 社会を明るくする運動事業	107	113	114	119	118	118
	一般事業 111	-	113	114	119	118	118
8	○ 人権啓発課	-	4,034	3,596	3,492	3,720	3,720
	○ 地域交流活性化支援事業	1,243	1,233	910	779	1,007	1,007
	一般事業 113	-	642	492	424	538	538
9							
10							

#### 4-2. <施策を構成する事業の成果と課題>

・平成14年度から一般事業として実施されることとなった各種事業では、近隣地区住民の参加を得て、住民交流の拠点である人権センターでの交流事業を実施することができた。

・講演会などのイベントを開催することで、人権に関する理解や認識が徐々に深まってきた。今後も、精華町人権教育・啓発推進計画に基づいてあらゆる人権問題に取り組むことが必要である。

・人権センター(交流会館・児童館)は大規模改修から20年が経過し老朽化が目立つ。改修に係る補助金制度もなく改修は困難。

・高齢者対象の事業は事業実施時に施設面の制約も多く、新規事業の企画で難しい点がある。

#### 5. <施策の今後の方向性>

・同和問題の解消をはじめ、人権が尊重された社会を実現するため、人権教育や啓発、相談活動、生活環境の整備を推進し、住民とともに人権尊重のまちづくりに取り組んでいく。